

やくも交通だより No. 16

令和8年10月7日
函館方面八雲警察署
交通課

交通事故に遭ったら、通報を！

交通事故があったら・・・

①直ちに車両等の運転を停止する
②負傷者を救護する
③道路における危険を防止する措置を講じる

直ちに警察官に報告しなければならない

↳110番通報または警察署に通報

報告内容



- 交通事故が発生した日時、場所
- 死傷者の数、およびその負傷の程度
- 損壊した物、およびその損壊の程度
- 事故車の積載物
- その交通事故について講じた措置

また、警察官の指示に従うこと



以上のことをしないと…



当て逃げ又はひき逃げに該当！

事故を起こしてしまったら

絶対に通報を！！

警察官が来るまでの留意事項

- 車両や負傷者を安全な場所に移動させる
- 車両が動かない場合等は、レッカー車を手配する
- 安全な場所で待機する